

南海トラフ大地震に備え、家具の固定化をしませんか？！

回覧

三本松地区活性化協議会 田中好

三本松地区活性化協議会防災事業部 松村淳一郎

三本松地区活性化協議会では、大地震に備えて自宅の家具類の固定化をしたい人や固定化の手助けをしてもらいたい人を募集しています。

固定化をしたいけど、どのようにしたらいいかわからない方、自分でやるのは大変と思っている方、連絡ください。

スケジュール

募集・応募 → 説明会 → 家庭を訪問・事前診断・器具購入 → 設置作業→完了
(6~7月) (8~9月) (9~10月) (10~11月)

募集人数；三本松地区で 10 名程度。

締め切り； 7月 13日 (水)

申込み方法；

- ・添付の用紙に記入して、三本松コミュニティセンターに提出して下さい。
- ・用紙は、三本松コミュニティセンターにもあります。電話 (25-4744)



説明会； 8月下旬~9月。県の申請が通った後、開催日をお知らせします。

支援方法

・固定化の必要箇所や必要器具は、県防災士会の方が各家庭を訪問して、無料で相談に乗ってくれます。器具の発注もしてくれます※1。

・必要器具の購入費用は、市が半額 (最大 5000 円まで) を補助してくれます※2。

補助金申請のお手伝いもできます。

・器具の設置作業は県防災士会の方が設置してくれます。作業費用は無料です。※1

※1 香川県家具類固定化サポート制度、※2 東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業

できていますか？

かがやくけん、かがわけん。

香川県

家具類の転倒防止対策

(平成28年熊本地震による被害状況)



矢守克也氏(京都大学防災研究所・教授)提供

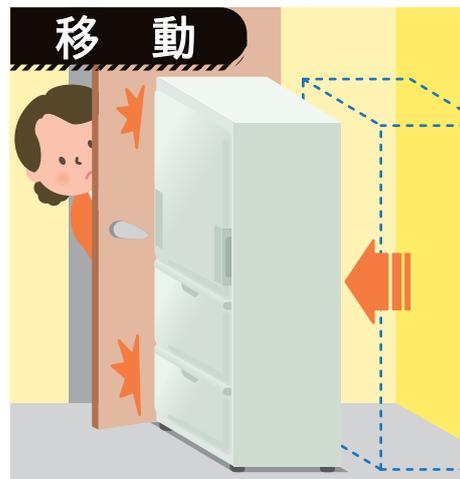
今後30年以内の

南海トラフ地震発生確率は

70~80%!! ※基準日:
令和2年1月1日



家具類を固定していないと…様々な**被害**が！



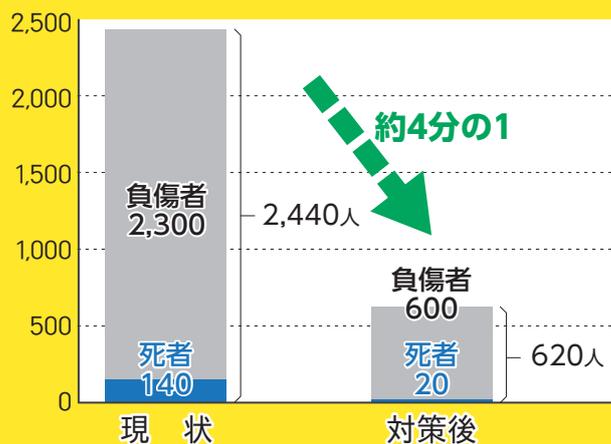
あなたのお家は大丈夫ですか？

南海トラフ地震はいつ起こってもおかしくありません。

香川県地震・津波被害想定調査報告書では、家具類の転倒・落下防止対策によって、死傷者数を**4分の1**に軽減できるとの想定が示されています。

裏面をチェックして、できることからすぐはじめましょう！

家具類の転倒・落下防止対策による死傷者の軽減(人)



◎転倒・落下防止チェックリスト

優先的に確認しましょう！

寝室 子供部屋 リビング 台所

チェック項目	ポイント
<input type="checkbox"/> 家具の置き場所を検討	<ul style="list-style-type: none"> 「寝る場所」や「座る場所」の近くにはできるだけ家具を置かないようにしましょう。 避難経路がふさがれないようにするため、廊下、玄関、扉の前には家具を置かないようにしましょう。
<input type="checkbox"/> 家具の向きに注意	<ul style="list-style-type: none"> ベッドなどに向かって倒れてこないよう、家具の向きを見直しましょう。
<input type="checkbox"/> 家具の重心を下げる	<ul style="list-style-type: none"> 家具の上部に重い物を入れていると倒れやすくなります。重い物は下部に、軽い物は上部に配置換えしましょう。
<input type="checkbox"/> 家具の固定	<ul style="list-style-type: none"> 家具の固定には、様々な固定方法・固定器具があります。下の「主な転倒・落下防止器具」を参考に、固定方法を検討しましょう。
<input type="checkbox"/> ガラスの飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ガラスの扉が付いている家具は、地震の際にガラスが割れ、中身が飛び出したり、割れたガラスでケガをする可能性があります。窓ガラスも含め、飛散防止のためのフィルムを貼るなどの対策をしましょう。

◎主な転倒・落下防止器具

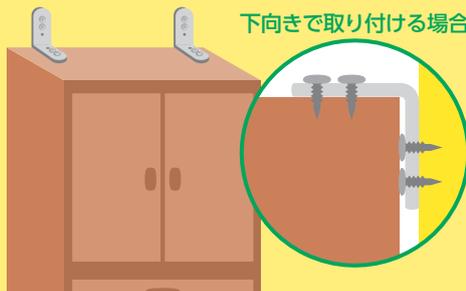
1

壁や柱に直接固定 (ネジ止め)するタイプ

POINT

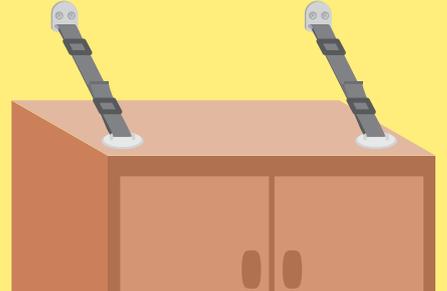
壁の中の柱・間柱・胴縁や、家具天板の芯材等、ネジのしっかり止まる場所を確認してから固定を行いましょう。

L型金具
家具と壁をネジやボルトで直接固定する器具。下向きで取付できれば効果が高まります。



下向きで取り付ける場合

ベルト・ワイヤー式器具
冷蔵庫等、壁との間に隙間がある場合や、壁側の固定先までの間隔が大きい場合等に有効です。



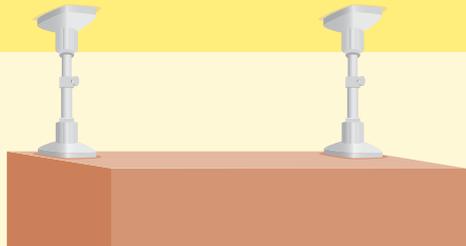
2

ネジ止めをしないタイプ

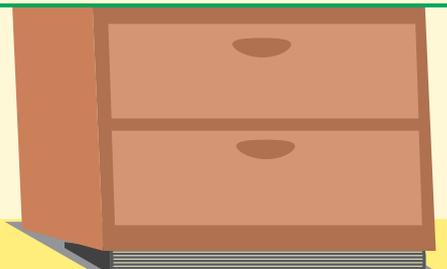
POINT

「ポール式」+「ストッパー式」等、組み合わせることで効果が高まります。

ポール式器具
家具と天井の間に突っ張る形で設置する器具。天井に強度が必要であるほか、天井までの間隔が大きいと効果が期待できないので注意しましょう。



ストッパー式器具
家具の下に挟み込み、家具を壁面に傾斜させる器具。家具の背が高いと効果が低くなるので、他の固定方法と併用しましょう。



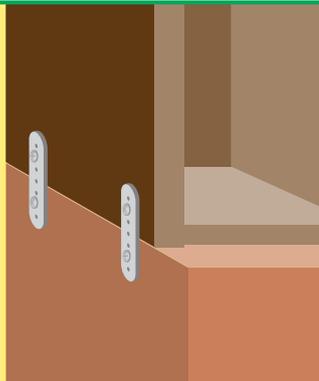
3

家具・收容物の落下を防止する器具

POINT

①や②にプラスして実施。様々な器具があるので、家具や状況に合ったものを選択しましょう。

連結金具
上下で分かれている家具を連結し、転倒や落下を防止する器具。ネジ止めするタイプのほか、シートタイプもあります。



扉開放防止器具
扉の開放を防ぐことで、收容物の落下を防止する器具。様々な形状のものがあるので、扉の使用頻度等を考慮して器具を選びましょう。



香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者 殿

協議会から県にまとめて申請します。
この記載例を参考に、添付の申請用紙に、住所、氏名、連絡用の電話番号と、家屋の種類、固定化を希望する家具の種類と数など、下表にも記入してコミセンに提出して下さい。

(申請者)

〒○○○ - ○○○○

住 所 高松市○○町○○-○○

氏 名 香川 太郎

電話番号 ○○○ - ○○○ - ○○○○

押印は不要です

香川県家具類固定サポート制度利用申請書

個人で取り付けたい方、取り付けの講習を受けたい方はここに記載ください。

香川県家具類固定サポート制度実施要綱第7条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、家具類転倒防止器具（以下「器具」という。）の取付支援を申請します。

1 申請の内容

取付先の家屋所在地 ※住所地と同じ場合は省略可	〒 ー 香川県 市・郡	住所地と同じ場合は記載不要です		
家屋の種類	持家・借家・その他（ ） ※持家でない場合は、所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。			
取付支援を希望する家具類の種類と台数 ※合計4台まで	たんす	1台	食器棚	1台
	冷蔵庫	1台	テレビ	台
訪問日の希望（平日/休日、午前/午後）	（例）平日の午後 ※対応可能時間は原則9時～17時です。（夜間、早朝の対応は不可）			
電話連絡を希望する時間帯	（例）午前 / 午後 1 時 ～ 午前 / 午後 3 時			
その他要望・質問等				

（注）三本松地区では、防災士さんが必要器具をまとめて発注して、自宅に届く手筈です。

2 条 件

- 家具の移動や、家具類の周囲の整理整頓、家具内の収容物（食器等）の片付けは、サポーターによる支援の対象外ですので、取付支援を円滑に行うため、事前診断の内容に応じて、各自で事前準備をお願いします。
- 器具は、事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。
- 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付やその過程によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。
- 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。
- 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。
- 取付先が申請者の持家でない場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。
- 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。

香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者 殿

協議会から県にまとめて申請します。
記載例を参考に、この申請用紙に、住所、氏名、連絡用の電話番号と、家屋の種類、固定化を希望する家具の種類と数など、下表にも記入してコミセンに提出して下さい。

(申請者)

(〒 -)

住 所

氏 名

電話番号

香川県家具類固定サポート制度利用申請書

香川県家具類固定サポート制度実施要綱第7条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、家具類転倒防止器具（以下「器具」という。）の取付支援を申請します。

1 申請の内容

取付先の家屋所在地 ※住所地と同じ場合は省略可	〒769-2601 香川県東かがわ市三本松 番地					
家屋の種類	持家 ・ 借家 ・ その他 () ※持家でない場合は、所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。					
取付支援を希望する家具類の種類と台数 ※合計4台まで	たんす	台	食器棚	台	本棚	台
	冷蔵庫	台	テレビ	台	その他 ()	台
訪問日の希望（平日/休日、午前/午後）	※対応可能時間は原則9時～17時です。（夜間、早朝の対応は不可）					
電話連絡を希望する時間帯	午前 / 午後	時	～	午前 / 午後	時	
その他要望・質問等						

2 条 件

- 家具の移動や、家具類の周囲の整理整頓、家具内の収容物（食器等）の片付けは、サポーターによる支援の対象外ですので、取付支援を円滑に行うため、事前診断の内容に応じて、各自で事前準備をお願いします。
三本松地区では各自での購入は必要ありません。（記載例（注）参照）
- 器具は、事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。
- 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付やその過程によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。
- 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。
- 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。
- 取付先が申請者の持家でない場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。
- 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。